

日産化学株式会社定款

制定 1921年4月7日

改定 2022年6月28日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日産化学株式会社（英文で表わす場合は、Nissan Chemical Corporation）と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の製品の製造、加工、売買及び輸出入
 - (1) 肥料、土壌改良剤、飼料、種子及び農業用資材
 - (2) 工業薬品、試薬、農薬、圧縮瓦斯及び液化瓦斯
 - (3) 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医療用具及び化粧品
 - (4) 染料、塗料、顔料、有機合成品及び合成樹脂
 - (5) 軽金属、希有金属その他各種金属の酸化物、窒化物等の化合物
 - (6) 基板その他の電子工業用材料及び電子機器部品
 - (7) 各種油脂類
 - (8) 化学工業用機器
 - (9) 農機具及び衡器
 - (10) 食品類
 - (11) 土木建築材料
- 2 金属の製錬及び加工業
- 3 林業及び農林水産物の処理加工業
- 4 鉱物の採掘業
- 5 土石採取業
- 6 窯業
- 7 前各号の原料の売買及び輸出入
- 8 第1号乃至第3号の国内及び国外における製造プラント建設並びに操業に関する技術指導
- 9 運送事業
- 10 保険代理業

- 11 不動産の売買、賃貸借及び管理
- 12 造園緑化事業
- 13 環境調査
- 14 化学分析その他各種分析、試験及び検査並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導
- 15 子会社及び関連会社への融資
- 16 前各号に関連する事業及びその他の商取引
- 17 経営上必要と認める他会社の株式所有及び投資
(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億6千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱及びその手数料については、法令又は定款の外、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、定款に定めるものの外、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(権 限)

第14条 当社の株主総会は、法令又は定款に定める事項に限り決議することができる。

(招 集)

第15条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定がある場合を除く外、取締役社長が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第16条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(開催地)

第17条 株主総会は、東京都内において開催する。

(議 長)

第 18 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長が欠員のとき又は取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役がこれに代る。法令の規定に基き、株主の請求により招集する株主総会の議長は、出席株主中から選出するものとする。

(電子提供措置等)

第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議方法)

第 21 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定がある場合を除く外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 22 条 当社の取締役は、12 名以内とし、株主総会において選任するものとする。

(選 任)

第 23 条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。代表取締役は、取締役会の決議に従い会社の業務を執行し、会社を代表する。

(役付取締役・相談役)

第 25 条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名並びに取締役副社長若干名を置くことができる。

2 取締役社長は、代表取締役とし、必要に応じ他の取締役を代表取締役とすることができる。

3 必要の場合は、取締役会は、その決議により相談役を置くことができる。

(任 期)

第 26 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(取締役会の権限)

第 29 条 当会社の取締役会は、会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集)

第 30 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 2 日前に発するものとする。但し、緊急のときは、更にこれを短縮することができる。

2 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役が招集する。

(取締役会の議長)

第 31 条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当る。取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(取締役会の決議方法)

第 32 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 33 条 当社の監査役は、5 名以内とし、株主総会において選任するものとする。

(選 任)

第 34 条 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(監査役会の権限)

第 38 条 当社の監査役会は、法令に定める事項の外、監査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認める事項を決定する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集)

第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 2 日前に発するものとする。但し、緊急のときは、更にこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定がある場合を除く外、監査役の過半数をもって行う。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選 任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から 3 年間受領がない場合には、当会社はその支払義務を免れる。